

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第13号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

令和8年1月27日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 倉形政宏

（別紙省略）